

令和8年

第23回

伊勢原市農業委員会総会議事録

開催日 令和8年1月27日（火）

伊勢原市農業委員会

第23回伊勢原市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和8年1月27日(火) 午前9時56分から11時20分まで
- 2 開催場所 伊勢原市役所2階 2C会議室
- 3 委員在任定数 9名
 - 1 梶 政博
 - 2 重田 千秋
 - 3 古屋 幸男
 - 4 今井 恵美子
 - 5 田中 真紀子
 - 6 麻生 伸一
 - 7 越水 一雄
 - 8 大木 克美
 - 9 鈴木 雅之
- 4 出席委員数 9名(その他、農地利用最適化推進委員11名出席)
- 5 欠席委員 なし
- 6 署名委員 梶 政博
重田 千秋
- 7 議長 鈴木 雅之
- 8 事務局職員出席者 田中 則行
田伏 弘之
加藤 朝規
山田 直哉
岸 好夫
- 9 傍聴者 なし
- 10 審議事項
 - (1) 報告
 - 第1号 農地法第3条の3の規定による届出について
 - 第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について
 - 第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について
 - 第4号 農地法第18条第6項の規定による通知について
 - 第5号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について
 - (2) 議案
 - 第1号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について
 - 第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 第3号 非農地証明交付申請の承認について
 - 第4号 農用地利用集積等促進計画の作成に関する要請の承認について
- 11 審議内容 (開会 午前9時56分)

- [事務局] 在任定数9名、出席委員9名により定足数に達していることを報告します。
- [議長] 只今より第23回伊勢原市農業委員会総会を開催します。
本日の審議事項は、報告5件、議案4件となっております。
- [議長] 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について、事務局から説明をお願いします。
- [事務局] 相続等によって農地の権利を取得したときに届出が必要となります。
報告第1号のとおり、伊勢原地区で1件、大山地区で1件、比々多地区2件、成瀬地区で4件、大田地区で1件、計9件の届出を受理しました。
なお、第三者への斡旋については、希望はありませんでした。
- [議長] 何か質問がございましたらお願いします。
【 質問なし 】
無いようですので、次に移ります。
- [議長] 報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、事務局から説明をお願いします。
- [事務局] 市街化区域内にある農地について、農地以外のものにすることは、届出をすることとされています。
報告第2号のとおり、伊勢原地区で2件、大田地区で3件の計5件について、専決処分により届出を受理しましたので報告します。
報告第2号の1は、住宅敷地を目的として、報告第2号の2は、住居用地を目的として、報告第2号の3は、公衆用道路を目的として、報告第2号の4は、個人住宅を目的として、報告第2号の5は、共同住宅の一部を目的として転用されるものです。
- [議長] 何か質問がございましたらお願いします。
【 質問なし 】
無いようですので、次に移ります。
- [議長] 報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、事務局から説明をお願いします。
- [事務局] 市街化区域内にある農地について、土地の権利移動を伴って農地以外のものにすることは、届出をすることとされています。
報告第3号のとおり、伊勢原地区で1件の計1件について、専決処分により届出を受理しましたので報告します。
なお、報告第3号の1は公衆用道路を目的として転用されるものです。
- [議長] 何か質問がございましたらお願いします。
【 質問なし 】
無いようですので、次に移ります。

[議長] 報告第4号 農地法第18条第6項の規定による届出について、事務局から説明をお願いします。

[事務局] 農地の賃貸借を貸し手・借り手の合意により解約した場合は、農地法第18条第6項の規定に基づき合意解約した旨の通知を農業委員会に行うこととされています。

報告第4号のとおり、13件について専決処分により受理しましたので報告します。

[議長] 何か質問がございましたらお願いします。

[委員A] 今回届出の一部は、同一の農業法人が借受人である解約手続きだが、本人申出以外に所有や借受けの解約要件はないのか。

[事務局] 過去に要件であった農業者毎に所有・借受け等する農地面積が50アール以上とする下限面積が規定されていましたが、現在は廃止されております。

また、新たな所有・借り受けについては、全部効率利用要件として、取得後において全ての所有等する農地を効率的に利用することができるかが要件となっております。

他にございますか。

【 質問なし 】

無いようですので、次に移ります。

[議長] 報告第5号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について、事務局から説明をお願いします。

[事務局] 相続税納税猶予期間の3年ごとの証明です。

報告第5号のとおり、比々多地区で1件、計1件の証明願いがありません。

報告第5号の1について、対象農地は善波字天神前に8筆、同字獅子窪に4筆、同字虎杖窪合計で13筆、証明面積は11,861平方メートルです。

1月8日に事務局で現地調査を行い、露地野菜の作付け及び耕運管理を確認しています。

1月13日付けで専決処分にて証明書を発行しました。

[議長] 何か質問がございましたらお願いします。

【 質問なし 】

無いようですので、議案に移ります。

[議長] 議案第1号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について、のうち議案第1号の2については、農業委員会等に関する法律第31条に規定する議事参与の制限に該当しますので、関係する委員1名は一時退室をしてください。

【 関係する委員（1名）一時退出 】

議案第1号の2について事務局から説明をお願いします。

[事務局] この確認は相続税の納税猶予の20年経過の出口調査で、税務署の依頼により農業委員会が対象農地全ての利用状況等を確認し、税務署に提出するものです。今回、平塚税務署から伊勢原地区で1件、成瀬地区で1件の計2件の確認依頼がありました。

議案第1号の2のとおり。対象農地は池端字東池田に8筆、同字砂田に1筆、下糟屋字菖蒲田に3筆、同字塚越に6筆、沼目字澤尻に2筆、沼目一丁目に3筆、計23筆、10,215平方メートルです。

1月7日に地区担当委員と事務局との現地調査により、農地転用の事実もなく、水田の耕運管理、果樹の作付けを確認したことから、利用状況の区分を自ら所有し、自ら農地として使用しているに該当するものと考えます。

[議長] 議案第1号の2について、地区担当委員から補足説明がございましたらお願いします。成瀬地区。

[地区担当委員]
(成瀬地区) 1月7日に事務局と現地立会いを行い田と畑を全て見ました。田に限っては隣接する用水路を既に泥掘りをしてあり、耕運もきれいになされていました。畑ともに素晴らしい仕上がりでした。農業従事者にとっては、お手本となるような素晴らしいものでした。

[議長] 審議に入ります。

議案第2号の1について、何かご質問ご意見がございましたらお願いします。

[議長] 【 質疑なし 】

無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。

議案第2号の1について、「原案のとおりとする」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

[議長] 【 挙手全員 】

挙手全員。よって、議案第1号の2については、「原案のとおりとする」こととします。

[議長] 事務局は、関係する委員1名を入室させてください。

【 関係する委員（1名）入室 】

審議を続けます。議案第1号の1について事務局から説明をお願いします。

[事務局] 議案第1号の1のとおり、対象農地は田中字ソヤタに1筆、同字ク子花に4筆、伊勢原4丁目に2筆、計7筆、4,006平方メートルです。

12月23日に地区担当委員と事務局との現地調査により、農地転用の事実もなく、果樹の作付けを確認したことから、利用状況の区分を自ら所有し、自ら農地として使用しているに該当するものと考えます。

- [議長] 議案第1号の1について、地区担当委員から補足説明がございましたらお願いします。伊勢原地区。
- [地区担当委員]
(伊勢原地区) 事務局の説明のとおり、12月23日に現地確認しました。普段よりブドウと梨がしっかり作付けられています。特段の問題がありません。
- [議長] 審議に入ります。
- 議案第1号の1について、何かご質問ご意見がございましたらお願いします。
- [議長] 【 質疑なし 】
無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。
議案第1号の1について、「原案のとおりとする」ことに賛成の委員の挙手を求めます。
- [議長] 【 挙手全員 】
挙手全員。よって、議案第1号の1については、「原案のとおりとする」こととします。
- [議長] 議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請についてのうち議案第2号の3については、農業委員会等に関する法律第31条に規定する「議事参与の制限」に該当しますので、関係する委員1名は一時退室をしてください。
- 【 関係する委員（1名）一時退出 】
議案第2号の3について、事務局から説明をお願いします。
- [事務局] 農地の権利設定又は所有権移転をしようとする場合は、農業委員会の許可が必要です。
- 議案第2号の3のとおり、申請地は、串橋字下り道の1筆で、面積は991平方メートルです。
- 譲受人・譲渡人は親子であり、贈与による所有権移転となります。
- 1月20日に事務局と地区担当委員にて現地調査を行いました。
- 譲受人は世帯として、畑108アール、田57アールを所有しており、果樹や露地野菜、米の生産を行っています。
- 農地法第3条の3要件については、要件1「農地のすべてを効率的に利用すること」については、田植機、稲刈機、トラクター、管理機、ハンマーナイフなどの栽培に必要な機械があることを確認していることから、効率的に利用することが出来ると考えます。
- 法令遵守の状況についても、特に違法行為はありません。
- 要件2「必要な農作業に常時従事すること」については、「労働力」として譲受人及び親が農作業に常時従事しており、農業経験も16年あります。
- 要件3「地域との調和要件」として、「周辺の農地利用に支障がないこと」については、農薬の使用方法は防除基準に従い耕作するため、影

響はないものと考えます。また、地域の共同作業を行うように努めるとのことです。

[議長] 議案第2号の3について、地区担当委員から補足説明がございましたらお願いします。比々多地区。

[地区担当委員]
(比々多地区) 1月20日に事務局と現地確認しました。畑地はセロリ、白菜、ブロッコリーなどが作付けされており、収穫された後も綺麗に耕耘されました。農機械も一通り揃っており、よく管理されておりました。

[議長] 審議に入ります。
議案第2号の3について、何かご質問ご意見がございましたらお願いします。

[議長] 【 質疑なし 】
無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。
議案第2号の3について、「原案のとおり許可する」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

[議長] 【 挙手全員 】
挙手全員。よって、議案第2号の3については、「原案のとおり許可する」こととします。
事務局は、関係する委員1名を入室させてください。

[議長] 【 関係する委員（1名）入室 】
議案第2号の1から2、及び第2号の4について、事務局から説明をお願いします。

[事務局] 議案第2号のとおり、議案第2号の3を合わせ、伊勢原地区で1件、高部屋地区で1件、比々多地区で1件、成瀬地区で1件、計4件の申請がありました。

議案第2号の1について、申請地は池端字宮下に2筆で、面積は736平方メートルです。

譲受人は経営規模拡大のため、有償にて所有権を移転します。

1月20日に地区担当委員と事務局にて市外の農地も含めて現地調査を行いました。

現在、譲受人は、市外に畑を約10アール所有し、約21アールを借受けており、施設での花きや畑で露地野菜を栽培しています。

農地法第3条の3要件については、要件1「農地のすべてを効率的に利用すること」については、トラクター、管理機などの栽培に必要な機械があることを確認していることから、効率的に利用することが出来ると考えます。

法令遵守の状況についても、特に違法行為はありません。

要件2「必要な農作業に常時従事すること」については、「労働力」として譲受人や妻が農作業に常時従事しており、農業経験も50年ほどあります。

要件3「地域との調和要件」として、「周辺の農地利用に支障がないこと」については、農薬の使用方法は防除基準に従い耕作するため、影響はないものと考えます。また、地域の共同作業を行うように努めるとのことです。

議案第2号の2について、申請地は、日向字洗水で1筆、原田で2筆、下藤野で1筆、大久保で1筆、合計1,184㎡となります。

譲受人は、認定新規就農者であり経営規模拡大のため、有償にて所有権を移転します。

1月19日に地区担当委員と事務局にて現地調査を行いました。

譲受人は、畑約1.5アールを所有し、4.4アールを借受け、露地野菜の生産を行うほか、一部田んぼについても作業の手伝い等を行っています。

農地法第3条の3要件については、要件1「農地のすべてを効率的に利用すること」については、トラクター、耕運機、田植機、ハーベスターなどの栽培に必要な機械があることを確認していることから、効率的に利用することが出来ると考えます。

法令遵守の状況についても、特に違法行為はありません。

要件2「必要な農作業に常時従事すること」については、「労働力」として譲受人及びその妻が農作業に常時従事しており、農業経験も5年ほどあります。

要件3「地域との調和要件」として、「周辺の農地利用に支障がないこと」については、農薬の使用方法は防除基準に従い耕作するため、影響はないものと考えます。また、地域の共同作業を行うように努めるとのことです。

議案第2号の4について、申請地は石田字山王塚の1筆で、面積は127平方メートルです。

譲受人は経営規模拡大のため、有償にて所有権を移転します。

1月21日に事務局と地区農業委員の合同で現地調査を行いました。

現在、譲受人は、市内に畑を約1.5アール所有し、露地野菜を栽培しています。

農地法第3条の3要件については、要件1「農地のすべてを効率的に利用すること」については、管理機、草刈り機、噴霧器などの栽培に必要な機械があることを確認していることから、効率的に利用することが出来ると考えます。

法令遵守の状況についても、特に違法行為はありません。

要件2「必要な農作業に常時従事すること」については、「労働力」として譲受人が農作業に常時従事しており、農業経験も10年ほどあります。

要件3「地域との調和要件」として、「周辺の農地利用に支障がないこと」については、農薬の使用方法は防除基準に従い耕作するため、影響はないものと考えます。また、地域の共同作業を行うように努めるということです。

[議長] 議案第2号の1について、地区担当委員から補足説明がございましたらお願いします。伊勢原地区。

[地区担当委員]
(伊勢原地区) 1月20日に事務局と、24日に地区担当委員にて現地確認しました。譲受人は既に平塚市内の温室にて花きとしてカトレアや洋蘭等を栽培しており、高度な技術を持っているようです。

今回の新たな農地取得により伊勢原市の農業技術の向上に寄与するものと感じました。特段の問題はないと考えます。

[議長] 審議に入ります。

議案第2号の1について、何かご質問ご意見がございましたらお願いします。

[議長] 【 質疑なし 】

無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。

議案第2号の1について、「原案のとおり許可する」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

[議長] 【 挙手全員 】

挙手全員。よって、議案第2号の1については、「原案のとおり許可する」こととします。

[議長] 議案第2号の2について、地区担当委員から補足説明がございましたらお願いします。大山・高部屋地区。

[地区担当委員]
(大山・高部屋地区) 1月29日に事務局と、24日に地区担当委員4名で現地確認しました。

譲受人は、前回申請時に農機具、機械等の確認は済んでおります。トラクター、それから稲刈り機、田植機等が揃っています。

新たに取得する農地について、日向字下藤野の農地は現在、冬野菜、白菜やネギや葉物野菜が譲渡人にて栽培されたものをとり終わった後に譲り渡すと聞いております。農地は大変綺麗な状態です。

また、日向字大久保の農地は狭小な土地であるが、大きな梅の木が2本植えられており、このまま譲り受け、露天にて無人販売すると聞いております。日向字原田の田は、水路が接しており稲作には問題ないと思えます。

日向字洗水の農地は現状、ヒノキが植樹された状態にあるが原木シイタケの栽培を予定している様です。

譲受人はお若く、意欲があり地域活動にもご家族を含め参加されており、地域にも馴染まれ有望な方です。

- [議長] 審議に入ります。
議案第2号の2について、何かご質問ご意見がございましたらお願いします。
- [議長] 【 質疑なし 】
無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。
議案第2号の2について、「原案のとおり許可する」ことに賛成の委員の挙手を求めます。
- [議長] 【 挙手全員 】
挙手全員。よって、議案第2号の2については、「原案のとおり許可する」こととします。
- [議長] 議案第2号の4について、地区担当委員から補足説明がございましたらお願いします。成瀬地区。
- [地区担当委員]
(成瀬地区) 1月21日に事務局と譲受人と現地立ち会いしました。23日には、地区担当委員にて現地確認しました。
譲受人は管理機等を所有しており、畑では白菜、タマネギ、長ネギなどをきれいに栽培しており、周囲の草刈り等もきれいに管理されてきました。
申請地も、譲受人所有農地と隣り合わせの畑であり、譲渡人がもう耕作しない状況より合意に達したようです。全く問題はありません。
- [議長] 審議に入ります。
議案第2号の4について、何かご質問ご意見がございましたらお願いします。
- [議長] 【 質疑なし 】
無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。
議案第2号の4について、「原案のとおり許可する」ことに賛成の委員の挙手を求めます。
- [議長] 【 挙手全員 】
挙手全員。よって、議案第2号の4については、「原案のとおり許可する」こととします。
- [議長] 議案第2号の5について、事務局から説明をお願いします。
- [事務局] 議案第2号の5は、前回総会からの継続審議議案となります。
前回審議では、譲受人が使用貸借している農地6筆の一部において、長く遊休農地化されていたことを農業委員会として問題視しました。一方で、譲受人は必要な農機具を所有し、耕作準備を始めている状況でもありました。
これらの状況から、許可要件である取得後においてすべての農地を効率的に利用して耕作を行うと認めるか、いわゆる「全部効率利用要件」を満たすか、判断するための根拠資料を求めることとし、継続審議とされました。

申請地は下平間字谷原下の1筆、面積は1,024平方メートルです。

譲受人は経営規模拡大のため、有償にて所有権を移転します。

令和7年12月23日に地区担当委員及び事務局にて現地調査を行いました。譲受人は、令和2年に畑29アールを借り受け、現在、一部作付け及び今後の耕作に向けた草刈りや耕起作業を行っています。

農地法第3条の3要件については、要件1「農地のすべてを効率的に利用すること」のうち、機械の所有状況については、トラクター、コンバイン、田植機、米選機、乾燥機など、米の栽培に必要な機械があることを確認しております。

法令遵守の状況についても、特に違法行為はありません。

必要な農作業に常時従事すること、地域との調和要件も支障はありませんでした。

譲受人の農地所有等の状況は、現在農地6筆を令和2年から借り受けています。このうち、4筆については、令和4年、6年、7年に行われた利用状況調査により、農地法第32条第1項第1号の遊休農地に判定されています。

現地調査の結果より借受け農地の現況は、6筆のうち1筆目は洗い場として利用されていました。2筆目は大根やキャベツ、ブロッコリーなどの栽培がされています。以上の2筆については、過去に有休農地判定を行っていません。3筆目は竹が繁茂している状況です。4筆目は草刈り、耕運がされた状況となっています。5筆目も草刈りがされた状況となっています。6筆目は農地の一部分でのタマネギの作付け、他の部分も耕運がされている状況となっています。

また、遊休農地判定を行った年については、いずれも利用意向調査を農業委員会から発出しています。令和4年、令和6年については、利用意向調査に対する回答はありませんでした。令和7年については、令和7年12月2日に「自ら耕作する」とする意向を本人から口頭で伺っています。

非耕作地として遊休農地判定された4筆の農地について、これまで耕作出来なかった理由として、公判中だったためとの記載があります。

追加提出された補足資料について説明します。

許可要件である「全部効率利用要件」について、取得後において使用貸借している6筆と、新たに取得する1筆の全てを効率的に利用して耕作を行うことが認められるかを判断するため、補足資料を求め、1月15日付で資料の提出がありました。

【 補足資料の内容について説明 】

過去に不耕作であったこと、利用意向調査が回答できる状況ではなかったことの説明、一方で、現状は農地の草刈や耕運を開始し、今後の耕作が見通せると説明されています。

[議長] 議案第2号の5につきまして、地区担当委員から補足説明がございましたらお願いします。大田地区。

[地区担当委員] 改めて現状について説明します。

(大田地区地区) 令和7年12月4日及び12月23日地区委員と現地確認したところ、遊休農地化された4筆での農地のうち、一筆は竹が茂っており、条件が不利である事情はありますが、他の3筆については平地であり、周囲の状況に比較しても耕作するにあたり特に支障のない農地でした。

また、借受け当初は一部耕作が行われたようですが、その後、長期間に渡り耕作されておらず、周辺農地と比較しても、生産性が著しく劣っている状況であることを確認しています。

過去より、効率的に耕作を行っていたとは言い難い状況にありました。一方、一部農地では家庭菜園的な利用やタマネギが植えられています。また、本人は耕作意欲を見せており、竹林化した農地を除いて今後の耕作に向けて草刈りや耕運を始めているという状況でもありました。

[地区担当委員] 以前から見てきましたがこの借受け農地6筆のうち一筆にて繁茂した草の中にナスが植えられた形跡があり、株間、畝幅が広めに植えてみられるとの確認しておりますが、適切に農地管理されていなかったと思われれます。

隣の農地及び道路脇に1.5メートル以上の草がなびいている状態でもありました。

[地区担当委員] 申請地は、非常に活発な活動をされている農家が多い地域です。現状、去年まで水稻の作付けをされていたもので、コンバインで刈り取ったきれいな跡が確認できます。

しかしながら、この譲受人の現に使用貸借している農地においては、一部を除き、耕作放棄地とされており、近所の農家から見れば非常に目立つ状態にもあるわけです。

ですので、現状の中で新たに農地を取得されても多分同じような状況になるのではないかと考えています。

[議長] 議案第2号の5について、何かご質問・ご意見がございましたらお願いします。

[委員A] 農地法の処理基準では、遊休農地にしている農業者は全部効率利用要件で認められないことが、当然であるとされていますが、この譲受人については、令和4年、6年、また7年に、遊休農地判定を受けております。また、利用意向調査についても令和4年、6年に回答は出ておりません。

農業委員会として、この点は問題視するべきではないでしょうか。にもかかわらず、事務局が申請を受けること自体が問題であるのではないかと思いますけど、いかがでしょうか。

[事務局] 申請書としまして、不備がないものにつきましては、事務局としては申請を受理して総会に上程しなければなりません。

また、今回につきましては、過去の遊休農地であった状況にはあったものの、申請時におきまして、耕耘等の管理を行っていることから、取得後の将来にわたっての農地を効率的に利用して、耕作することができるかどうかの審議をいただきたいと思います。

[委員 B] 耕作できなかった理由として、「裁判中であったため、時間を費やすことができなくて耕作ができなかった」との話ですが、それは譲受人の都合であり、遊休農地にしてもいい理由にはならないと思います。

長く不耕作であった農地もあり、申請直前に急に耕運していることから見ても、一時的に改善しただけとも言えます。

十分な耕作実績もない中で、過去に何年も遊休農地化していた状況が解消されたと評価するには、足りないと考えます。

[委員 C] 令和4年、6年、7年において、遊休農地の判定がされており、利用意向調査も令和4年、6年は回答がなかった。法律上の杓子定規に言いますと、回答がないことや、自発的な改善が見られないことも、農地を効率的に利用することへの理解が足りず、今後、十分な耕作ができるかは、ちょっと疑問であるかと思います。

[委員 D] 質問として、今後は6月頃までには裁判が終わる、判決が出る。ということで耕作ができると言っていますけれども、現在も裁判をしている状況は変わらないですよ。現時点で全ての裁判が終わっていないために、今後本当に継続して耕作ができるかどうかは、疑問が残ります。

今後をやると主張されていますが、信じるに足りるだけの裏付けとなる資料とは思えません。他に、今後やるではなくて、今後できることを担保する提出書類はなかったのでしょうか。

[事務局] 補足資料として、今回お示したものが全てです。提出時にも、他にもありませんかと聞いたところ、申請者よりこれ以上ありませんとの説明を受けてございます。

[委員 D] 作付け計画書を見ると、1月ですでに耕作が始まっているところもあるが、これ事務局は状況を確認していますか。

[事務局] 先ほどの説明とおおり、1月23日にも現地を確認しました。使用貸借している農地のうち、1筆は家庭菜園的な利用がされており、大根やキャベツ、ブロッコリーの栽培を、1筆は玉ねぎが植わっている状況でした。その他の3筆は、作付けは現在されていません。

[委 員 D] この作付け計画書は、3年間に渡り同じ作物を同じ場所で作付けする計画となっており、連作を考慮してないと思います。一般的には実現性に欠けており、収量についても面積に対して収量が大まかに見ても多すぎるとは思っています。

[委 員 B] 農地法第3条第2項第1号ではですね、農地の取得においては、当該取得者がその取得する農地及び既存の農地の全てを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められない場合には、許可してはならないと規定されております。これまでの委員の意見を考慮すると、今回は、田んぼを新たに取得する申請ではあるのですが、これまでの畑の利用実績を考えますと、継続的に農地の全てを効率的に利用していると認めることは、非常に難しいのではないのでしょうか。

[議 長] 他に、ございませんか。

【 質疑なし 】

無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。

議案第2号の5について、「原案のとおり許可とする」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

【 挙手なし 】

挙手なし。よって、議案第2号の5については、「不許可とする」こととします。

[議 長] 議案第3号 非農地証明交付申請の承認について、事務局から説明をお願いします。

[事 務 局] 議案第3号のとおり、1件の証明願がありました。

議案第3号の1について、申請地は日向字横道の1筆、面積は231平方メートルです。

経過につきましては、先代が昭和40年頃から経営していた石材店の店舗兼作業所・車庫としていましたが、改築をして住居併用として現在に至っています。

経過を証明する資料としては、昭和44年の航空写真と平成6年の建築確認申請時の配置図を提出しています。

申請地の南は道路、北と西は申請者の畑、東は宅地となっています。

申請地は特に周辺農地に支障は少なく、申請地は農地に復元することが著しく困難で他法令違反もありません。農地法違反で追求すべき要素もないため、今回非農地証明の手続きとなりました。

申請地の立地基準は、宅地や河川により分断され、農地の広がりには10ヘクタール未満であることから「その他2種農地」と判断されません。

[議 長] 議案第3号の1について、地区担当委員から補足説明がありましたらお願いします。大山・高部屋地区。

[地区担当委員]
(大山・高部屋地区) 申請者より話を伺ったところ、事務局の説明にもあったとおり先代が昭和40年頃から石材店をやっておられ、当該地が作業場と倉庫であった様です。それが現在はこの写真にあるように、車庫や新しい家屋が建っている状況にあります。長い間、非農地であったようです。

[議長] 審議に入ります。
議案第3号の1について、何かご質問ご意見がございましたらお願いいたします。

[議長] 【 質疑なし 】
無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。
議案第3号の1について、「原案のとおり証明する」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

[議長] 【 挙手全員 】
挙手全員。よって、議案第3号の1については、「原案のとおり証明する」ことといたします。

[議長] 議案第4号、農用地利用集積等促進計画の作成に関する要請の承認について、事務局から説明をお願いします。

[事務局] 農地中間管理機構である公益社団法人神奈川県農業会議が農地中間管理事業の実施により、賃借権の設定等を行おうとするときは、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定に基づき、県農業会議が農用地利用集積等促進計画を定め、神奈川県知事の許可を受ける必要があります。

このことから、同法第18条第1項の規定に基づき、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図る観点から、地域農業の実態を把握している農業委員会が県農業会議に対し、促進計画を定めるよう要請することができるものです。

議案第4号のとおり、農業委員会に申し出のあった伊勢原地区で2件、高部屋地区で5件、比々多地区で1件、成瀬地区で2件及び大田地区で2件の計12件の貸借に対し、促進計画を定めることの審議をお願いします。

議案第4号伊-1は、地域計画区域内の農地1筆、地域計画以外の農地3筆、合計2,391平方メートルを使用貸借するもので、権利の設定を受ける者は、約89アールの規模を耕作している農業者です。

議案第4号伊-2は、地域計画区域内の農地1筆、1,011平方メートルを使用貸借するもので、権利の設定を受ける者は、148.4アールの規模を耕作している農業者です。

議案第4号高-1は、地域計画区域外の農地1筆、1,066平方メートルを賃貸借するもので、権利の設定を受ける者は、10.6アールの規模を耕作している農業者です。

議案第4号高-2は、地域計画区域内の農地2筆、合計2,180平方メートルを賃貸借と使用貸借するもので、権利の設定を受ける者は、43.5アールの規模を耕作している農業者です。

議案第4号高-3は、地域計画区域内の農地1筆、1,259平方メートルを使用貸借するもので、権利の設定を受ける者は、43.5アールの規模を耕作している農業者です。

議案第4号高-4は、地域計画区域内の農地1筆、合計1,662平方メートルを使用貸借するもので、権利の設定を受ける者は、173アールの規模を耕作している農業者です。

議案第4号高-5は、地域計画区域外の農地1筆、合計1,335平方メートルを賃貸借するもので、権利の設定を受ける者は、43.5アールの規模を耕作している農業者です。

議案第4号比-1は、地域計画区域内の農地1筆、合計743平方メートルを使用貸借するもので、権利の設定を受ける者は、約107.7アールの規模を耕作している農地所有適格法人以外の法人です。

議案第4号成-1は、地域計画区域外の農地1筆、30平方メートルを使用貸借するもので、権利の設定を受ける者は、約59.1アールの規模を耕作している農業者です。

議案第4号成-2は、地域計画区域内の農地2筆、554平方メートルを賃貸借するもので、権利の設定を受ける者は、約75.2アールの規模を耕作している農業者です。

議案第4号大田-1は、地域計画区域内の農地3筆、990平方メートルを使用貸借するもので、権利の設定を受ける者は、約724.8アールの規模を耕作している農業者です。

議案第4号大田-2は、地域計画区域内の農地8筆、2,971平方メートルを使用貸借するもので、権利の設定を受ける者は、約724.8アールの規模を耕作している農業者です。

今回申出のあった計12件全てにおいて、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号に規定する全部効率要件等を満たしております。

また、議案第4号すべてにおいて、伊勢原市長から「地域計画の達成に資する」という回答を得ております。

[議長] 審議に入ります。

議案第4号伊-1から大田-2までの計12件について、何か御質問、御意見がございましたらお願いいたします。

[委員A] 比-1の権利設定を受ける者は法人で、農地所有適格法人以外の法人との説明であったが、この農地をどのような利用をされるのか。

[事務局] この法人は、福祉事業の一環としてこの農地を借り、主に果樹の栽培を行うと聞いています。

なお、法人が農地を所有する場合は、主たる事業が農業である等、農地所有適格法人の要件を満たす必要がありますが、貸借であれば、農地所有適格法人の要件を満たすことは不要です。

他にございますか。

【 質疑なし 】

無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。

議案第4号伊-1及び伊-2について、「原案のとおり要請する」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

【挙手全員】

挙手全員。よって、議案第4号伊-1及び伊-2について、「原案のとおり要請する」こととします。

[議長] 議案第4号高-1から高-5までについて、「原案のとおり要請する」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

【挙手全員】

挙手全員。よって、議案第4号高-1から高-5までについて、「原案のとおり要請する」こととします。

[議長] 議案第4号比-1について、「原案のとおり要請する」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

【挙手全員】

挙手全員。よって、議案第4号比-1について、「原案のとおり要請する」こととします。

[議長] 議案第4号成-1及び成-2について、「原案のとおり要請する」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

【挙手全員】

挙手全員。よって、議案第4号成-1及び成-2について、「原案のとおり要請する」こととします。

[議長] 議案第4号大田-1及び大田-2について、「原案のとおり要請する」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

【挙手全員】

挙手全員。よって、議案第4号大田-1及び大田-2について、「原案のとおり要請する」こととします。

[議長] すべての審議がおわりました。

以上を持ちまして、第23回伊勢原市農業委員会総会を閉会といたします。

【11時20分 終了】